

令和5年5月

第36回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 早船 輝明

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和5年6月5日 供覧の上、公開して よいか伺います。		合議				
		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	事務局主事

第36回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第2号

下記について付議するため、5月31日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第36回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第5号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第6号議案	令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について
第7号議案	令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見について
第8号議案	令和6年度農業税制に関する要望について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
8番 加藤 吉江	9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之
書記 村田 智史

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、7番 早船 輝明委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、道合のかたから、道合のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根小学校から西に200mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、1筆、87㎡でございます。

本件は、譲受人が、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めてすべての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在、市内外に所有している農地はすべて耕作されており、申請地ではシャクヤク等の花木を栽培するという点であり、取得後もすべての農地について効率的に耕作を行うと認められることから該当しません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、現在、譲受人1人で年間300日従事し、申請地以外の農地では、モモ、ヤナギ等の花木を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、支障はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件のすべてを満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「今月初めに事務局職員と申請者に聞き取りを行い、申請地を確認して参りました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(3) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、木曾呂の学校法人峯徳学園が、学校用地の広場を拡張する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、申請人が運営する埼玉学園大学の敷地内に位置した1筆、1,811㎡でございます。

申請人は、埼玉学園大学、川口短期大学、川口幼稚園及び東川口幼稚園を運営している学校法人で、現在、大学祭などの学校行事で学生が様々な活動を披露する催し広場や、授業の合間に球技を楽しむ運動スペースとして利用している広場が手狭であり、学生や保護者から拡張を求められていることに加え、学生活動が制限されていることから、十分な広さを確保するため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、広場の拡張に係る費用は、全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、学生の活動が制限されていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課との事前調整におきましても、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地は申請人が所有する既存敷地であることから、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、大学祭や運動スペースの広場として必要な広さから判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は学校用地の広場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界には既存ブロックフェンスを残し、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第4条第6項各号及び農地法施行規則第47条各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と申請地を確認して参りました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(4) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、安行領根岸のかたから、松本市の株式会社チヨダへ所有権を移転し、駐車場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、新井宿駅から北東に100mほどの所に位置する1筆、845㎡でございます。

譲受人は、平成10年に設立し、全国で水道管に関連する販売業及び工事業を営んでおります。

現在、東京・埼玉を担当する東京東営業所において、事業の拡大に伴い、所有及び賃借している駐車場が手狭となり、用地の確保に苦慮していたことから、近隣で適切な規模の敷地を探していたところ、駐車場として利用するのに適した申請地の所有者から了承を得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に新井宿駅があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場の整備は、全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、必要な規模の駐車場が確保できていないことから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課との事前調整におきましても、農地転用にあたり支障なしとの回答があり、また、市の道路維持課の車両通行認定を受けていることから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地は同時に取得するため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両の台数等から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にはコンクリートブロック塀及びネットフェンスを新設するほか、既存コンクリートブロック塀などを残し、周辺に影響ないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「5月11日に事務局職員とともに、現地調査を実施しました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 審議内容は以下のとおりである。

茅野委員 「参考にお尋ねしたいのですが、本件の松本市にある株式会社チヨダという企業は、転用する駐車場だけ川口にあつて、あくまで事業活動拠点は都内という認識でよいのでしょうか。」

事務局 「茅野委員のご指摘のとおり、説明させていただいた東京東営業所は足立区にございますが、

本件駐車場には、社用車と社員の自家用車をそれぞれ駐車し、従業員は社用車に乗り換えて、営業に向かうという形で使用するため、営業所から離れています。業務に支障がないことは確認しており、こちらの場所を駐車場として使用したいという意向を持っています。説明は以上です。」

茅野委員 「承知しました。」

6) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(5) 第4号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第4号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木や花木を栽培し専業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、慈林小学校から東に600mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した6筆と自宅から南西に500mほどの所に位置した1筆、計7筆、計4,141.50㎡でございます。

申請人は、18歳の頃から50年以上農作業に従事しており、ヤマボウシ、ツツジ等の植木とサクラ、モミジ等の花木を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、妻の200日、子の200日と併せて世帯で、延べ700日でございます。

ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「5月12日に事務局及びみどり課職員とともに現地確認して参りました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

5) 議長は第4号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(6) 第5号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第5号議案No.1を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、植木や花木を栽培し専業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、慈林小学校から東に600mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した14筆、5,331.48㎡でございます。

買取事由発生人は、25歳の頃から年間200日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和4年8月22日に98歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む14,675.81㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻、子の4人で、ヤマボウシ、ツツジ等の植木とサクラ、モミジ等の花木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「第4号議案と同じ方で、事務局及びみどり課職員とともにお話を伺って参りました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。」

5) 議長は第5号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

6) 議長は第5号議案No.2を上程し、説明を求めた。

7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、植木を栽培し専業農家を営む、安行吉岡のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、慈林小学校から北東に 200mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接する 3 筆及び自宅から東に 100mほどの所に位置した 1 筆、計 1,448 m²でございます。

買取事由発生人は、30 歳の頃から年間 150 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、平成 30 年の右変形性膝関節症人工関節置換術の手術後からは、膝の曲げ伸ばしなど負担のかかる動作が徐々に困難になり、農業に従事することができなくなりました。

買取事由発生人は申請人の妻で、申請地を含む 5,853 m²の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の 2 人で、モミジ、ロウバイ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「事務局及びみどり課職員と現地の確認をいたしました。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

10) 議長は第 5 号議案No.2 について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(7) 第 6 号議案 令和 4 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

1) 議長は第 6 号議案を上程し、説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「令和 4 年度に委員の皆さまが行った遊休農地の調査や新規参入活動などの最適化活動につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、毎年度 5 月末までに実施状況及び目標の達成状況を点検・評価し、公表することとされております。

議案の 1 ページにつきましては、令和 4 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況で目標設定時と変更ありません。

議案の 2 ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」でございますが、「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましては、「②目標」の「今年度末の集積率」に記載する 14.0%を目標として設定したところ、実績値は「③実績」の「今年度末の集積率」に記載の 11.4%であり、目標に対する達成状況は 81.4%でございました。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」につきましては、2 ページの最下段に記載する「緑区分の遊休農地の解消目標面積」0.02ha を目標として設定したところ、実績値は 3 ページの上段「③実績」「ア 既存遊休農地の解消」「a 緑区分の遊休農地の解消」の「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」に記載の 0.002ha であり、目標に対する達成状況は 10%でございました。

「(3) 新規参入の促進」につきましては、3 ページの最下段に記載する「②目標」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」0.06ha を目標として設定したところ、実績値は 4 ページの最上段に記載する 0.24ha であり、目標に対する達成状況は 400%でございました。

「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」につきましては、4 ページ中段の「①目標」に記載のとおり 3 回の目標として設定したところ、「②実績」に記載する 9 月から 11 月までの 3 回を活動強化月間として取り組み、目標を達成したものでございます。

続きまして 5 ページをご覧ください。

「(3) 新規参入相談会への参加」につきましては、「新規参入相談会への参加回数」1 回を目標として設定したところ、「②実績」に記載のとおり、農業参入フェア 2022 に参加し目標を達成したものでございます。

ここで 19 ページをご覧ください。

これまでご説明いたしました結果を 19 ページの別表に当てはめると、表 2 の目標項目「(1) 成果目標」の「①農地の集積」は達成率 90%未満のため 1 点、「②緑区分の遊休農地の解消」は達成率 90%未満のため 1 点、「③新規参入の促進」は達成率 110%以上のため 5 点となりました。また「(2) 活動目標」の「①活動強化月間の実施」は 3 月以上実施したため 1 点であり、「②新規参入相談会への参加」は「推進委員等が 1 名以上参加した」ため 1 点となりました。

以上の点数を合計いたしますと9点となり、表1に記載する5点以上、10点未満の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評語でございます。

5ページにお戻りください。

ただいまの結果を5ページの中段やや下に記載する「目標の達成状況の評語」欄に「目標に対して期待どおりの結果が得られた」として記載をしたものでございます。

以上が農業委員会の目標に対する点検・評価でございます。

続きまして、推進委員等の点検・評価結果でございますが、7ページから18ページが各農業委員・推進委員の達成状況と点検結果でございます。

各ページの中段やや下に記載する「①成果目標の達成状況」については、先ほどご説明いたしました農業委員会の実績値を按分したもので、右側に記載の「②自己の点検・評価」欄につきましては、各委員の活動実績と成果実績を記載し、該当する点数が記載されているものでございます。

なお、点数については20ページの表2の達成状況に応じて点数を算出し、合計点を表1の範囲にそれぞれ当てはめ、その結果を7ページから18ページの表の最下段に記載する「2農業委員会による点検・評価」の「全体としての評語」として記載をいたしました。

5ページにお戻りください。

ただいまの結果をもとに、最下段の「推進委員等の点検・評価結果」として、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が2名、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が1名、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」が9名となったものでございます。

最後に6ページをご覧ください。

「Ⅲ 事務の実施状況」でございますが、こちらは農業委員会の開催状況や農地法3条に基づく許可事務などについて、令和4年度の実績を記載したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。」

- 3) 議長は第6号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で評価し公表することに決定した。

(8) 第7号議案 令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見について

- 1) 議長は、第7号議案を上程し、事務局に説明を求めた。
- 2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「前回の会議において、委員の皆さまからご意見を伺いましたところ、委員お二人からご意見をいただきました。

前回ご連絡いたしましたとおり、今年度から意見取りまとめの方針が整理されたため、委員からのご意見を踏まえて、3項目について意見の取りまとめを行ったものでございます。

まず「1 農業振興の在り方」につきましては、「国内農業の維持・発展のために、『農業は魅力ある職業』と若い世代に捉えてもらう必要があるため、今後の農業振興策にはそうした観点を踏まえて施策を展開するよう要望する」としたものでございます。

「2 農地の適正かつ有効利用の推進」につきましては、『農業を担う者』がこれまでの認定農業者等に限らず、新規就農者や小規模農家など幅広く該当するものとされ、地域の担い手として位置付けられたことから、新たに農業を担う者が地域に定着できるようJAや農業委員等で作るサポートチームを編成するなど、持続可能な地域農業の体制支援を要望する」としたものでございます。

「3 農業経営体の育成・発展支援と販売対策」につきましては、一つ目の意見として「新規就農者が安心して農業を開始し継続するためには、補助金、税制、栽培技術等の支援が重要であることから、これらに関する情報提供を要望する」ものでございます。

二つ目は「農業に関心のある学生等に対する農業体験やイベント等を充実させるなど、新規就農のきっかけ作りを要望する」ものでございます。

三つ目は「昨今の世界情勢による資材等の高騰に苦しむ農業経営者の実態を情報発信し、価格転換に対する消費者の理解促進に取り組むよう要望する」ものでございます。

四つ目は『道の駅』や『農産物直売所』における先進的な取り組みなど、販売促進に繋がる情報提供を要望する」ものでございます。

以上が令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見でございます

なお、昨年度の意見内容については2枚目の参考資料のとおりでございますが、今年度新たに意見取りまとめ方針が示されたことから、意見の内容については大きく変更したもので

ございます。説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

3) 議長は第7号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

(9) 第8号議案 令和6年度農業税制に関する要望について

1) 議長は、第8号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「前回の会議において、昨年度の意見書を提示させていただき、ご意見をお伺いしましたところ、委員お一人からご意見をいただきました。

ご意見といたしましては、「価格転換に対する消費者の理解促進に関する要望」であったため、第7号議案でご審議いただきました最適化施策に関する意見に盛り込んだところがございます。

そのため、他の項目については引き続き要望する内容といたしましたが、「2 都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設等」で要望しておりました、新型コロナウイルスに関する項目については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置付けられたことにより、これまでのような感染症拡大防止措置などの対策が落ち着くものと想定されることから要望を削除したものでございます。説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

3) 議長は第8号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容で回答することに決定した。

9 連絡事項

・令和5年「緑の募金」運動の協力依頼について

10 閉会

午前11時00分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第36回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和5年5月31日

議長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩